

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所 東京都江東区有明 3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長
安部 文洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

①旅客施設の整備に関する事項
・トイレについては、現状、全駅で移動等円滑化基準に適合しているところであるが、一般トイレへのオストメイト設置など、バリアフリー化の更なる推進に向けた改修工事を全駅で実施し、令和8年度を目途に完了させる。
②旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格を計画的に社員へ取得させる。
・障害者への理解促進や障害特性に応じた対応方法をまとめた障害者高齢者対応マニュアルについて、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報等の提供	駅構内や車内における映像や音声を発信する設備の定期的な点検等を実施しながら、当該設備を活用した運行情報等の提供を行

照明設備の照度の確保	う。(毎年度継続実施) 駅構内の通路や階段等において設置した照明設備について、定期的な点検等を行い、適切な照度を確保する。(毎年度継続実施)
旅客対応 (乗車券等発売所)	窓口において旅客の求めに応じ、対面での対応を行う。また、必要に応じて筆談器やタブレット端末等を活用し、対応する。駅に係員が不在の際は、インターホンでの連絡を受け次第、係員が現地に急行し対応する。(毎年度継続実施)
教育訓練の実施	障害者や高齢者対応に関する駅係員への研修を実施するなど、必要な教育訓練を行う。(毎年度継続実施)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降時の補助を行うとともに利用列車の停車時間を調整する。また、駅に係員が不在の際は、お客様から駅インターホンでの連絡を受け次第、近隣駅などから急行し対応する。(毎年度継続実施)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
文字、映像による情報提供	各駅の改札付近に設置している視認性の高いお客様案内ディスプレイで、文字や映像により、列車の運行状況等を情報提供する。 (毎年度継続実施) 翻訳ディスプレイ、モニター付インターホン、筆談器、タブレット端末等を用いたお客様対応を行う。(毎年度継続実施)
点字パネル・音声による情報提供	改札階、ホーム階で音声案内を行う。また、駅構内案内図、トイレ案内図、精算所には、点字パネルと音声ガイドを設置し、案内を行う。(毎年度継続実施)
車内案内表示器によるバリアフリー情報等の提供	車両の乗降口上部に設置された液晶画面の車内案内表示器により、次の停車駅のバリアフリー情報等を提供する。(毎年度継続実施)
駅構内図の情報提供	エレベーターや誰でもトイレ等の位置を明示した駅構内図をホームページで情報提供する。(毎年度継続実施)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発活動・広報活動の実施	駅構内及び車内放送で優先席の利用マナーに関する啓発を行う。(毎年度継続実施) また、高齢者や障害者等が駅構内のバリアフリー施設を円滑に利用するための啓発放送等を実施する。(毎年度継続実施) 当社ホームページにおいて、駅構内におけるバリアフリー施設の利用に係る情報を提供する。(毎年度継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

他事業者との連絡会等の場を活用し、乗り継ぎ旅客等の対応について、事業者間の連携を深める。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社のホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。